

## 【令和3年度第2回鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

1 日 時：令和3年（2021年）12月23日（木）

午前10時から午後10時30分まで

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎1階人権等相談室 オンライン会議

3 出席者：【委員】佐藤委員長、小山内委員、原田委員、中里委員

【事務局】関沢担当課長、嶋職員

※ 傍聴者 なし

### 4 議題

(1)かまくらジェンダー平等プラン【鎌倉市男女共同参画計画（第3次）】の策定について

(2)その他

### 5 配付資料

(1) 会議次第

(2) 意見等の概要及び対応表

(3) 素案（案）

### 6 会議の概要

委員長は、オンライン会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認して、議案の審議に入った。

### 7 議事

事務局：11月26日に開催しました本委員会と、同じく11月26日に、関係各課の課長がメンバーとなります、鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会と、12月9日に市民団体アンサンブル21との会議を開催し、また、12月1日から10日まで、庁内各課へ照会をかけ、プランに対する意見を頂戴し、整理し、素案を修正しました。

（資料）素案に対する意見等の概要及び対応をご覧ください。こちらに沿って説明します。

1番ですが、第1章タイトルを「プラン策定にあたって」に修正しました。

2番、プランの名称について、「鎌倉市男女共同参画計画（第3次）」はいらな

いのは、とのご意見もいただきましたが、2ページ1行目にあるように、本プランは「男女共同参画社会基本法」の「市町村男女共同参画計画」となることから、残すことといたします。

3番、本プランの基本的な考え方の記載について、1ページの「プランの名称」と16ページ「基本理念」に、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しつつ、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」の平等を目指すことを記載しました。

4番、2ページの図に「教育大綱」を記載しました。

5番、3ページ「プランの期間」について、起点が分かりづらいとのご指摘を受け、「本プランの策定から」を加えました。

6番、毎年、本委員会にて施策の実施状況の報告を行っておりますが、その推進計画について、説明を加えました。

7番と8番、5～15ページにかけての図表がカラーユニバーサルデザインに合わない指摘を受け、背景を濃い橙に修正しました。

9番、また、5～15ページの図表の説明文字について、サイズ等が前後ページと統一されておらず、見づらいとの指摘を受けましたが、ページの配置から修正が難しく、また、図表で確認ができる部分であるため、そのままとしました。

10番、図表について、男女別のデータがあるとより深く分析できるとの指摘を受けましたが、関係各課等が集めたデータで、男女別データを取ることが出来ませんでした。次回改訂時に、把握ができるようにしたいと思います。

11番、7ページの円グラフについてですが、境界線を修正しました。

12番、8ページ「5 鎌倉市審議会等への女性の登用状況」の説明文について、「ジェンダー平等」を掲げたプランにも関わらず、生物学的な性別において区別されているとの意見をいただきましたが、「ジェンダー平等」を推進するためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行うことが重要であり、偏った性別にならないようにするものです。要綱にも定めており、修正はしません。

13番、「7 市議会議員選挙における女性立候補者及び当選者の比率推移」ですが、議長・副議長ともに女性が務めた期間を注釈で記載しました。

14番、11ページ「11 保育所等」ですが、令和3年4月1日時点のデータを追加しました。

15番、15ページの図表ですが、県でまとめられた統計が見つけれなかったため、国の報告書を採用します。

16番、17ページ、第2次プラン目標4を、本プランで目標Ⅰに位置づけたのはなぜか、と質問をいただきました。本プラン「目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現の理解促進」は、目標Ⅱ～Ⅴに取り組むうえで基盤となる考え方であ

り、また、今回新たに目標Ⅰに加えました「多様な性の尊重」とともに、ジェンダー平等の意識をしっかりと形成していくためです。

17番、19ページと25ページですが、ひとり親家庭と外国人への支援についてですが、項目を分けて整理しました。

18番、「外国人」を「外国籍市民」に修正しました。

24ページ、(2)市職員等の女性の登用及び職域拡大について、19番、20番、21番のご指摘を受け、取組を「女性職員の管理職への登用を推進します」に修正しました。

22番、「男女いずれかの一方の数が総数の10分の4未満」指標について、委員定数が3の審議会もあるため、100%は不可能ではないか、と指摘を受けました。こちらについては、委員定数が3の審議会は、性別に偏りがなければ除くなど、要綱の改訂を予定しております。

23番、25ページ「方針1 生活の安定と福祉の充実」について、働く女性の社会進出などが強調されており、第2次プランのように、人生100年時代を迎え、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるという視点がジェンダー平等社会形成に必要なかのご指摘を受けました。この視点については、説明文3段落目に「性別に関わらず、誰もが慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して暮らせる社会を実現するため」と記載し、26ページの取組で「高齢者・障害者の社会参画の場づくりを推進します」としています。

この方針1の部分は、特にボリュームが大きくなっているのですが、2ページにありますように、本市では、子どもプラン、高齢者プラン、障害者プランといった個別のプランを持っております。高齢であっても誰もが、障害があっても誰もが、といった視点は、個別プランでしっかり推進していき、本プランでは、高齢であっても性別に関わらず誰もが、障害があっても性別に関わらず誰もが、というような、ジェンダーの視点からの施策を強調しました。

24番、「方針2 心とからだの健康づくり」について、「性別の違いに応じた健康の増進を支援するための取組」だけだと、男女問わず開催するスポーツ・レクリエーションの実施にそぐわないと指摘を受け、「老若男女問わず誰でも参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の充実を図る」を加えました。

25番、「性別の違いに応じた」を「特性の違いに応じた」に修正しました。

26番、27ページ方針4ですが、「防災分野」を「防災分野等」に修正しました。

27番、32ページ「一時保護入所者の自立に向けた支援」を「DV被害者等」

に修正しました。

28 番、カタカナ言葉について、「ジェンダー」「LGBT」「M 字カーブ」「ワーク・ライフ・バランス」について説明を加えました。

29 番～31 番は、本プランの内容の修正に直接関係しませんが、ご質問を受け、表のように回答しております。特に、今まで市と協働で啓発事業を行ってきた市民団体「アンサンブル 2 1」からは、今後の啓発の方法などについてご意見をいただきました。

最後、34 ページ資料についてですが、パブリックコメントの際には、資料を添付しないこととなっているのですが、本プランの中で、資料を引用している箇所があるため、引用していない「資料 1 と 2」の部分について、削除しております。

以上で説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ただいまの説明について、前回からの修正部分についてご意見、ご質問をお願いいたします。

委員：質問ではないのですが、ジェンダーなどカタカナ言葉が分かりにくいので注釈が必要ではないかということで、注釈を入れていただいておりますが、1 ページのところすでにジェンダーという言葉が出て来ていて、最初に注釈が入っているのが 16 ページです。最初にジェンダーという言葉が出て来てるところに入れたほうが良いのではないかと。先頭から最後まで通して読んでくれる人がどれだけいるか分からないので難しいですが、そこが気になりました。

事務局：ありがとうございます。今いただきましたご意見も修正させていただきたいと思っております。

委員長：ジェンダーについて話が出たところなので、注釈のところですが、ワーク・ライフ・バランスについての注釈ですが、<sup>13</sup>仕事上の責任を果たしつつ、「仕事以外の生活（子育て、介護、地域活動、自己啓発等）」にも取り組むことができる状態のこととなっておりますが、ワーク・ライフ・バランスというと日本語では一般的に「仕事と家庭生活の調和」と訳されているので、いったん仕事と家庭生活の調和として、かつこの中を子育て、家事、介護、地域活動、自己啓発等ではいかがでしょうか。

事務局：ありがとうございます。その様に修正させていただきたいと思っております。

委員長：25 ページですが、方針 1 の性別に関わらず、誰もが慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して暮らせる社会を実現するため、生活困窮者、ひとり親家庭、外国籍市民に対する支援と、子育てや高齢者・障害者介護の充実を図るということであると、文体が少し混乱を招くので、例えば、外国籍市民に対する支援と育児期家族や高齢者・障害者介護の充実を図るではいかがでしょうか。介護の充実というのは分かるのですが、子育ての充実という主体が違うと思いますので、

育児期家族への支援あるいは育児期家族や高齢者・障害者介護の充実ではいかがでしょうか。

事務局：分かりました。ありがとうございます。

委員長：もう一点。先ほど図表で男女別のデータが取れないということがありましたが、9ページの8.女性の労働状況のM字型カーブですが、全国、県、鎌倉市と出していただいています。今M字型カーブの底上げについては、未婚か晩産か晩婚かということがありますので、35歳から39歳のデータで女性労働力率を取ったとしても必ずしも仕事と家庭生活の調和のデータにはならないのです。もし可能であれば、未婚化、晩婚化、晩産化のデータがどこかで付与されていれば、より正確なデータになるのではないかと思います。私からは以上です。

委員長：次に修正後の素案全体について、ご質問、ご意見をお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは事務局が各委員会から出された意見、提案に基づいて素案を再度修正してください。本日の意見に伴う修正の確認は、私と事務局にお任せいただくということでよろしいでしょうか。修正した素案は事務局から各委員に送ってください。次に議題2その他について事務局から何かございますか。

事務局：先週に総務常任委員会がありまして、このプランの状況を議員さんに説明をさせていただきました。その時にジェンダーという言葉に変えたのはとても良かったという話をしてくださいまして、私達も間違っていなかったと思っ  
ているところです。議員さんの中には男女共同参画プランという言葉すらも削っても良いくらいだと話をしていきながら、ジェンダーという言葉が少しずつ浸透して来ているのではと実感しました。その中で質問、意見がありましたが、女性登用や女性管理職について、市の中でやることは分かるが、民間企業ではどこまで言えるのかという話をされていました。それをアクションプランでどの様に示していくのが一番大事であるという話をいただきました。鎌倉市の条例の中では市の責務や市民の責務、事業者の責務も書いてあるものです。そこをしっかりとやっていながら、女性登用や管理職となることへの不安を取り除けるような事前の説明会や、職員や社員に対するレクチャーもその中に付け加えることが出来れば良いという話をさせていただきました。これからアクションプランを作っていく中で、その様なことを取り込んでいきたいと思っております。今後の予定ですが、本日もいただいたご意見をもとに必要に応じた修正を行っていきたく思います。委員会に最終確認をしていただいて鎌倉市意見公募手続き条例に基づいてパブリックコメントを行います。その後いただいた市民からの意見などを整理して、市の意見を整えるとともに必要な修正を行っていきます。次回の委員会の開催時に

内容を報告させていただきます。またそれらについて委員の皆様からも最終的なご指摘をいただいて、プランの内容を整え、当委員会からの答申をいただきたいと思います。次回に関しましては、2月下旬に開催したいと考えております。パブリックコメントに出す修正案に関しましてはその前に送らせていただきますので、ご確認いただければと思います。2月下旬に開催した場合、答申の受け渡しが市長に対してありますので、最終的にプランそのものを答申として渡していただくことになります。皆さんに集まっていただいとお渡ししたいと考えておりますが、コロナの状況もありますので、今回と同様オンラインでの開催となるかもしれませんので、ご了承願います。今後の日程につきましてはメールなどで連絡をとりながら、皆さんのご都合に合わせて開催日時を決めたいと思いますので宜しく願いいたします。今日言い忘れたことがありましたら近々のうちにメール等をいただきましたら、委員長と修正の話をさせていただきますので、宜しく願いいたします。以上です。

委員長：ありがとうございました。これもちまして第2回鎌倉市男女共同参画推進委員会を終了したいと思います。皆さまありがとうございました。